

議案第 41 号

つくば市立保育所条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市立保育所条例の一部を改正する条例

つくば市立保育所条例（昭和63年つくば市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表上横場保育所の項、小田保育所の項、高見原保育所の項及び城山保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和 8 年 3 月 31 日をもって上横場保育所、小田保育所、高見原保育所及び城山保育所を閉所することに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

## つくば市立保育所条例（昭和63年つくば市条例第103号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略）			本則・附則（略）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
今鹿島保育所	(略)	(略)	今鹿島保育所	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>上横場保育所</u>	<u>つくば市上横場1228番地</u>	<u>135人</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
作岡保育所	(略)	(略)	作岡保育所	(略)	(略)
沼田保育所	(略)	(略)	<u>小田保育所</u>	<u>つくば市小田2413番地</u>	<u>60人</u>
(略)	(略)	(略)	沼田保育所	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>高見原保育所</u>	<u>つくば市高見原三丁目7番地11</u>	<u>60人</u>
(略)	(略)	(略)	<u>城山保育所</u>	<u>つくば市高崎667番地</u>	<u>60人</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

## 議案第 41 号

# つくば市立保育所条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市こども部幼児保育課

### ○ 制定・改廃の経緯及び内容

つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針に基づき、上横場保育所、高見原保育所、城山保育所、小田保育所を令和 8 年 3 月 31 日に閉所するため、所要の改正を行う。

なお、上横場保育所、高見原保育所、城山保育所は、令和 8 年 4 月 1 日から同地域に新設された民間保育園に運営を移管する。

### ○ 他自治体の状況等

特になし。

### ○ 上位計画又は関連計画等

- ・つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針
- ・つくば市公立保育所個別整備計画（上横場保育所）
- ・つくば市公立保育所個別整備計画（高見原・城山保育所）
- ・つくば市立小田保育所の閉所に向けて

### ○ 根拠法令及び関係法令等

特になし。

### ○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

新耐震基準を満たしていない施設の状況が改善される。